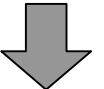


## 市民参加条例(市民会議)素案の概要

自治基本条例 第14条：適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意します



### (仮称)市民参加条例

#### 市民参加の基本原則

- ・平等な機会の保障
- ・情報の共有
- ・相互理解と尊重

#### 市民の責務

- ・市政への関心
- ・市民参加への理解
- ・発言と行動に責任
- ・自主的かつ積極的な参加
- ・市民相互の意見の尊重
- ・市全体の利益を考慮

#### 市の責務

- ・市民の自主性の尊重
- ・市民参加の機会の提供
- ・意見の尊重と施策への反映
- ・市政に関する情報の提供
- ・説明責任

### 市民参加の手続

#### 対象となる事項

- ・市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- ・市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- ・市の基本構想、基本方針など基本的な計画等の策定又は変更
- ・市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- ・大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

#### 対象外の事項

- ・軽易なもの
- ・緊急なもの
- ・法令の基準があるもの
- ・市内部の事務処理
- ・市税の賦課徴収に関するもの

理由を公表する

#### 市民参加の方法

- ①審議会等
- ②パブリックコメント
- ③市民説明会
- ④ワークショップ
- ⑤市民意向調査(アンケート)
- ⑥その他適切と認める方法

\* そのうちから1以上  
多くの意見が必要なときは2以上

市民政策提案手続

広聴

市民参加により提出された意見等は

#### 公表

- ・総合的に検討します
- ・検討結果などを公表します

毎年度1回  
実施状況や実施予定  
をまとめて、公表しま  
す

#### 推進評価機関の設置

- ・運用状況、条例の見直し、実施状況の評価などを審議

条例の見直し  
委任・経過措置